

市川市下水道事業経営戦略（案）についてのパブリックコメント実施結果

○実施期間

令和2年2月3日（月）から令和2年3月3日（火）まで 30日間

○ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

| | |
|----------|-------|
| ①インターネット | 3人3件 |
| ②FAX | 0人0件 |
| ③持参 | 1人1件 |
| ④郵送 | 2人14件 |

○ご意見への対応

| | |
|--------------------------------|----|
| ①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの | 1件 |
| ②今後の参考とするもの | 6件 |
| ③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの | 3件 |
| ④その他（本計画そのものに対するご意見でないもの等） | 8件 |

| 回答番号 | ご意見の概要 | 回答 | 意見分類 |
|------|--|---|------|
| 1 | 下水道使用料が上がること、経費削減の為に賛成。この事業に優秀な人材が集まるように、職員の待遇が向上することを望む。また、これまでのやりかたを繰り返すだけではなく、新しい方策で事業を行える風土が根付くことが望ましい。 | 今後も効率的で健全な下水道事業を持続できるよう、努めてまいります。 | ② |
| 2 | <p>下水道普及率向上のための未普及対策、下水道管渠の老朽化対策や地震対策、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少という問題は、以前から把握できたはずである。</p> <p>その問題の改善と改革のプロセスを明らかにしないと、原因とその対策を得ることはできない。</p> <p>30～50年先の市川市の人口、下水道などの予測、設備の整備と耐震化などの基礎を明らかにして戦略を推進してきたのか。</p> <p>また、市民、事業者、市が一体となって戦略を共有していたのか。</p> | <p>市川市ではご意見にある問題をかねてから意識しており、その問題解決に向けて「市川市下水道中期ビジョン」を、平成26年に策定・公表しました。</p> <p>同ビジョンの下、各種計画に基づき下水道事業を進めてまいりましたが、「経営」という観点をより強化する段階に至ったと認識しております。</p> <p>将来にわたり安定的な事業経営を継続するため、平成30年4月1日より下水道事業会計を公営企業化し、経営・資産の状況の把握が可能となったことから、今般、「経営戦略」を策定したものです。</p> <p>今後は、「経営戦略」を事業経営の基本計画としますので、その変更等が生じた場合は、市民、関係者と情報共有してまいります。</p> | ② |
| 3 | 今回のパブリックコメントを知ったのは、「広報いちかわ」ではなく他の媒体であった。「広報いちかわ」は重要で緊急な市民にとって知るべき情報を発信してほしい。 | 今回のパブリックコメントは、「広報いちかわ」2月2日号で実施をお知らせしたうえで、ご意見を募集しました。 | ④ |
| 4 | 計画期間を10年間とすることは通常の方法であるので問題はないと思う。しかし、下水道処理人口のピークが、令和31年度であれば、下水道の目標値は令和31年の推計値を基準（最大値）として、計画を策定するべきではないか。 | 経営戦略の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間ですが、経営戦略策定の前提として、令和2年度から令和51年度までの財政シミュレーションを行っております。 | ③ |
| 5 | 「図2-5 職員部門数」の単位が不明。「人」ではないか。 | 「単位：人」を記載しました。 | ① |

| 回答番号 | ご意見の概要 | 回答 | 意見分類 |
|------|--|---|------|
| 6 | <p>・職員数の推計の根拠が不明。表6-4 収益的収支の見通し(case2)の職員給与費が前年度から令和11年度まで同額で不自然である。人件費の動向と必要人数により算出できるのではないか。</p> <p>29ページに「人員増減がないことを前提に、現状と同額で推計している。」となっているが、業務内容、組織形態により、担当職員の職種が決まると思う。事務職か技術職かも推計すべきでは。</p> <p>・27ページに組織体制の充実とあるが、一方、29ページでは人員の増減なしを前提にしている。増減を推計する必要があるのでは。</p> | <p>今後、維持管理業務は増加しますが、業務の効率化を進め、損益勘定部門が必要とする職員は、現在と同じ数（43人）との計画にしました。</p> <p>資本勘定部門に属する下水道施設の建設改良に従事する職員数は、今後の工事量に伴い、令和元年度の18人から、令和7～9年度の24人まで増加し、その後減少する計画としております。</p> | ③ |
| 7 | <p>未普及対策について、14ページに「採算性の高い地域から優先的に整備する等経営基盤の構築と連携した効率的な整備が必要である。」とあるが、優先順位は、生活環境、浸水対策、地域環境等の改善・促進等の必要性から基本的に決定されるべきではないか。</p> | <p>下水道整備の目的は、生活環境の改善、水質の保全などですが、人口が多く、採算性の高い地域から整備することで、下水道整備の効果を高めることができるものです。</p> | ③ |
| 8 | <p>受益者負担金を徴収しながら2年以上経過しても供用が開始されない下水道建設の工程管理と目標なき事業執行体制を改善すべきでは。</p> | <p>整備工事の完了後に、受益者負担金をいただくように制度を改善しました。</p> | ④ |
| 9 | <p>予定より竣工が遅延する工事が見受けられ、その遅延期間分の下水道使用料が徴収できないということは、事業経営にとって、大きな損失ではないか。</p> | <p>工事に遅延が生じないよう努めてまいります。</p> | ④ |
| 10 | <p>・菅野処理場の流域下水道編入について、15ページに「菅野処理区は将来的に、千葉県江戸川左岸流域下水道に接続する計画となっており、それら施設の老朽化対策等は流域下水道への編入時期を考慮して段階的に進める必要があります。」とあり、また、52ページには『編入時における人員の適正化を検討』等と重要事項として把握されている。</p> <p>処理場設備を廃止・撤去し流域下水道に接続する際には、関係者、関係自治体との協議、過去を含めた財源の精算、跡地利用の検討など、様々な業務が発生するため、その人員・組織の検討や民間活力利用等を考慮した工程管理を作成し、それに基づいた速やかな対応を明記すべきではないか。</p> <p>・流域下水道への編入のため、組織を充実すべき。</p> | <p>菅野処理区の千葉県江戸川左岸流域下水道への編入時期は、「千葉県江戸川左岸流域下水道計画」の進捗に大きく左右され、今回の経営戦略の計画期間中の具体化は難しい状況です。</p> <p>従いまして、ご意見にある編入に伴う諸問題の検討は次期計画以降と考えております。</p> | ② |
| 11 | <p>地震対策について、将来予想される震災後の応急復旧対策の策定も必要ではないか。職員が、全て直営で復旧できるものではなく、また民間企業も被災している状況が想定される。そのような状況を考慮した市と企業の復旧協定の締結が必要ではないか。</p> | <p>大規模災害による被害と災害対応にあたる職員、災害対応拠点、ライフライン及び情報の制約を考慮したうえで、下水道としての必要不可欠な機能を継続させるとともに、速やかかつ高レベルな維持・回復を図るため、「市川市下水道業務継続計画」を策定し、訓練を実施しております。</p> <p>また、下水道事業に限らず、市では災害の発生に備えて、各事業者団体と災害復旧に関する協定を締結しております。</p> | ④ |
| 12 | <p>災害復旧の際、下水管の埋設状況を把握できる台帳が必要であるが災害時に被災し使用できないことが想定される。そのため、同時に被災しない地域の自治体または民間企業にバックアップとして保管する協定を締結すべきではないか。</p> | <p>下水道台帳の電子データが損傷した場合に備え、そのバックアップデータを外部で保管しているほか、紙台帳の整備・保管も進めております。</p> | ④ |

| 回答番号 | ご意見の概要 | 回答 | 意見分類 |
|------|---|--|------|
| 13 | 道路工事関係企業等（水道、下水、電気、電話、交通管理者、道路管理者等）による工事関係の情報担当が組織的にも必要ではないか。 | 工事に関係する企業や地方公共団体と「千葉県道路占用工事企業者連絡協議会」を組織し、情報交換を行っております。 | ④ |
| 14 | 水洗化及び排水設備に関することと浄化槽、雨水浸透施設などは、同一の課とすべき。 | 今後の参考とさせていただきます。 | ② |
| 15 | 11ページの「線形補間」は、「線形補完」ではないか。 | 「補完」は欠けていたり不十分な箇所を補って完全なものにすること、「補間」は数値表や観測で得られた値に基づいて、観測されていない数値を算出することを意味しますので、該当箇所では「線形補間」を使用しています。 | ④ |
| 16 | 浄化槽利用者は、浄化槽の設置と維持管理にかかる費用負担が大きく、下水道の利用者と比較すると著しく不公平である。 したがって、10年間の計画期間に係らず、早急に下水道整備を進め、全地域で下水道に接続できるようにして欲しい。 | 下水道の早期整備に努めてまいります。 | ② |
| 17 | 公園、道路、下水道等の都市施設の建設、整備などの都市計画事業に充てるための都市計画税を既に納税しているが、受益者負担金も支払っている。これは二重課税であり、詐欺行為である。 | 都市計画税は、地方税法に基づき都市計画区域内にある土地家屋を対象として、道路、公園、下水道などの都市施設を建設する都市計画事業に要する費用に充てるために、毎年度賦課される目的税です。税の性格上、受益の有無には直接関係なく課税されます。 一方、受益者負担金は、都市計画法に基づき、下水道が整備されると下水道の使用が可能になるという特別の利益を得ることに着目して下水道整備費の一部を一度限り負担していただく制度です。 道路、公園などと違って下水道は使用者を特定することができるため、税金のみで整備することは、下水道を利用できない方との公平性を欠くことになるため、受益者負担金の負担をお願いしています。 | ④ |
| 18 | 市街化調整区域の多い北部の下水道整備が進んでいないことに驚いているが、今後の整備スケジュールが非常に曖昧である。 地区ごとに整備スケジュールを明らかにし、対象となる住民への周知と事業への協力要請を早く行うべきである。 | 現在は、市街化区域を優先して下水道整備を進めております。市街化調整区域については、スケジュールが明確になった時点で皆様にお知らせしてまいります。 | ② |